年金制度の理念と構造 ~課題と将来像 第17回 年金と税制

(株) 日本総合研究所特任研究員 高橋俊之

原則隔週の本連載では、制度の理念や根底の考え方に立ち戻りつつ、年金の制度論、財政構造、実務、社会経済システムの中での位置づけを踏まえながら、年金制度の抱える課題と段階的改革の方向について、できるだけ易しい言葉で、わかりやすく説明し、皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

第17回の今回は、「年金と税制」です。

1. 年金収入に対する課税の仕組み

- ✓ 社会保障給付は、公租公課禁止が一般的だが、老齢年金は例外的に課税とされている
- ✓ 公的年金は、雑所得に区分され、公的年金等控除の対象となる
- ✓ 年金受給者の所得税の課税最低限は、被扶養配偶者有りの場合 196 万円+社会保険料額
- ✓ 公的年金等控除は、給与所得控除とほぼ同額で、65歳以上の加算は近年縮小された
- ✓ 年金に所得税がかかる場合は、年金から源泉徴収が行われる

2. 65 歳以上の遺族厚生年金の非課税の課題

- ✓ 高齢者の遺族厚生年金の非課税は、低所得者対策の適用に課題を生じさせている
- ✓ 65 歳以上の遺族厚生年金は、老齢年金との一体性が高いことから、課税化してはどうか

3. 所得が高い高齢者の公的年金等控除の課題

- ✓ 世代内・世代間の公平の観点から、高所得の高齢者の年金課税の課題が指摘されている
- ✓ 年金以外の所得が高い人に公的年金等控除を減額する制度を、さらに拡大してはどうか

1. 年金収入に対する課税の仕組み

①社会保障給付は、公租公課禁止が一般的だが、老齢年金は例外的に課税とされている

社会保障給付は、租税その他の公課(公租公課)の対象とならないのが一般的です。公課とは国又は地方公共団体が徴収する金銭のことで、社会保険料などを含みます。公的年金給付も、原則非課税(公租公課禁止)とされており、これは、年金給付は、受給権者の生活安定の資にされなければならず、支給を受けた金銭が租税などの課税対象となると、給付を行った意味が減殺されるためです。

他方で、**例外的に老齢年金は課税対象**(公租公課禁止の対象外)とされています。これは、(a)**いずれ訪れる老齢への備え**として、**保険料納付実績に比例した給付**であること、(b)このため、**一種の貯蓄的な性格や給与の後払い的な性格**を有していること、(c)被保険者として納付した**保険料は、社会保険料控除として、拠出段階ですでに課税上の恩恵**を受けていることなどを総合的に勘案したものとされています。(参考:有泉亨「国民年金法」「厚生年金保険法」)

(b)については、老齢年金は賦課方式による世代間の支え合いですが、立法時にはそのような性格が強いとされていました。

一方で、**障害年金と遺族年金**は、(a)**予め発生を予期できないリスクに対応して給付**を行うものであること、(b)**保険料納付実績と給付との連関性は老齢年金と比べて高くない**こと、(c)被**保険者期間が短い場合でも一定額の給付が保障**されていることといった給付の特性があり、社会保障給付の一般的な取扱いと同様に、**非課税**とされています。

公租公課の禁止は、法律に規定されています。**国民年金法第 25 条**で、「租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢基礎年金及び付加年金についてはこの限りでない。」とされています。**厚生年金保険法第 41 条第 2 項**では、「租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢厚生年金についてはこの限りでない。」とされています。

また、**所得税法第9条**(非課税所得)で、遺族年金が非課税所得であることが定められ、**所 得税法第35条**(雑所得)で、雑所得とする「公的年金等」の範囲を定めています。

②公的年金は、雑所得に区分され、公的年金等控除の対象となる

所得税の仕組みは、まず、所得の種類ごとに「収入金額」から、必要経費や給与所得控除などの「収入から差し引かれる金額」を差し引いて「所得金額」を計算します。次に、それらの「所得金額」の合計額から、基礎控除や扶養控除などの「所得控除額」を差し引いて「課税所得金額」を計算します。そして、「課税所得金額」に「所得税の税率」を乗じ、その額から寄付

金特別控除などの「税額控除」を差し引いて、「所得税額」を計算します。

所得は、その性質によって給与所得、事業所得、不動産所得、利子所得など 10 種類に分けられていますが、**公的年金等の収入は、雑所得**に区分されています。

通常の雑所得の金額は、収入金額から必要経費を差し引いて、所得金額を計算しますが、公的年金等については、収入金額から公的年金等控除額を差し引いて、所得金額を計算します。 公的年金等控除の仕組みは、図表1のとおりです。

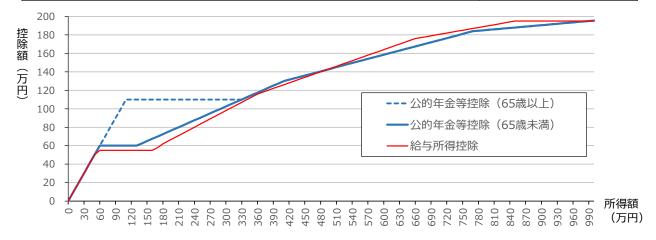
公的年金等控除の額は、**定額控除40万円**と、**定率控除(50万円を差し引いた後の年金収 入の額に応じて、25%、15%、5%と段階的に減少)**を合計し、この合計額と**最低保障額(65 歳以上は110万円、65 歳未満は60万円)**の大きい方の額になります。計算の便宜のため、 速算表が用意されています。

公的年金等控除は、国民年金(基礎年金)、厚生年金、厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金(企業型・個人型 iDeCo)等が対象です。

図表1

公的年金等控除の概要

公的年金等控除の額は、(①+②)又は③の大きい額	公的年金等控除の対象
①定額控除 40万円	・国民年金
②定率控除 50万円控除後の年金収入の 360万円までの部分 25%	・厚生年金
720万円までの部分 15% 950万円までの部分 5%	・厚生年金基金 ・国民年金基金 ・確定給付企業年金
65歳未満の者 60万円	
ただし、年金以外の所得が1000万円超の者は10万円、	・確定拠出年金
2000万円超の者は20万円、控除額を引き下げる	等



③年金受給者の所得税の課税最低限は、被扶養配偶者有りの場合 196 万円+社会保険料額

公的年金等控除があることにより、65歳以上の年金受給者について、所得税・住民税が非課税となる年金額は、公的年金以外の収入が無い場合、図表2のとおりとなります。

まず、所得税についてみると、単身者では、公的年金等控除の最低保障額 110 万円と、基礎 控除 48 万円に、支払った医療・介護保険料の社会保険料控除を加えた額が所得控除されます から、**年金収入が 158 万円に社会保険料の額を加えた額以下の場合は、**課税所得金額 0 円と なるので、 所得税は非課税になります。

単身者で、夫と死別して再婚しておらず、合計所得金額が500万円以下の人の場合は、寡婦 控除 27 万円が加わり、185 万円+社会保険料控除額となります。

被扶養配偶者がある場合は、配偶者控除 38 万円(配偶者が 70 歳以上の場合は 48 万円) が加わり、196万円(配偶者が70歳以上の場合は206万円)+社会保険料控除額です。

一方、住民税の均等割の非課税限度額は、公的年金等控除の最低保障額 110 万円と、均等 割非課税基準(単身者 45 万円、寡婦 135 万円、夫婦 2 人世帯 101 万円) を加えた額となり ますから、単身者では 155 万円、夫と死別した寡婦の場合は 245 万円、夫婦 2 人世帯 211 万円となります。

ただし、非課税基準の所得金額は、市町村により異なっており、計算式は、基本額 35 万円 に世帯人員数(本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数)を乗じた額に、10万円と加算 額 21 万円(加算額は同一生計配偶者又は被扶養親族を有する場合のみ)を加えた額ですが、 基本額と加算額は、生活保護基準の級地区分に応じた率(東京 23 区、指定都市などの1級地 は 1.0、県庁所在市や一部の市町などの 2 級地は 0.9、その他の 3 級地は 0.8) を乗じた額を

図表2 所得税・住民税が非課税となる年金額

モデル年金 1人分の年金額

約190万円

(モデル年金の 厚生年金と 基礎年金1人分) (平成5年度)

所得税が非課税となる 年金額(65歳以上)

> 196万円+社保控除 (70歳以上206万円)

158万円+社保控除 (寡婦185万円)

> **社会保険料控除** 寡婦控除27万円

基礎控除 48万円

公的年金等控除 最低保障額 (65歳以上) 110万円

単身

※寡婦控除の対象は 夫と死別した人で 合計所得金額500 万円以下

社会保険料控除 配偶者控除 38万円 70歳以上は48万円 基礎控除

48万円

公的年金等控除 最低保障額 (65歳以上) 110万円

被扶養配偶者有り

※配偶者控除の対象は 配偶者の合計所得金 額が48万円以下

住民税均等割が非課税となる 年金額(65歳以上)

211万円

155万円 (寡婦245万円)

均等割 非課税基準 45万円 (寡婦135万円)

公的年金等控除 最低保障額 (65歳以上) 110万円

単身

均等割 非課税基準 35万円×2人 +31万円

=101万円

公的年金等控除 最低保障額 (65歳以上)

110万円

配偶者有り

- ※非課税基準は、基本額35万円×世帯人員 数+10万円+加算額21万円
- ※加算額は、同一生計配偶者又は扶養親族 がある場合のみ加算
- ※基本額と加算額には、1級地は1、2級地 は0.9、3級地は0.8を乗じる

基準として条例で設定することとされています。

なお、この基準とは別に、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、合計所得金額が 135 万円以下の場合も住民税は非課税とされています。

モデル年金の世帯では、1人分の年金額(厚生年金と基礎年金1人分)は約190万円ですから、モデル年金の世帯は、所得税・住民税が非課税となるような水準になっています。

④公的年金等控除は、給与所得控除とほぼ同額で、65歳以上の加算は近年縮小された

公的年金等控除の仕組みの特徴について、図表 1 の下段の給与所得控除と比べたグラフと、 図表 3 の公的年金課税の制度の経緯をたどりながら、説明します。

- (a) 一点目は、公的年金等控除の額は、基本的に給与所得控除とほぼ同額であることです。 これは、図表 1 のグラフでは、青い実線(太線)と赤い実線(細線)の比較です。昭和 62 年までは、年金収入は給与所得に分類され、給与所得控除が適用されていましたが、給与所得 とは異なるとして、昭和 63 年からは雑所得に変更され、公的年金等控除が新設されました。 その際、控除の水準が下がらないようにした経緯から、公的年金等控除は基本的に給与所得控 除とほぼ同額に設定されています。
- (b) 二点目は、65 歳以上は、控除の最低保障額が高く設定されていることです。

これは、図表 1 のグラフでは、青い実線と青い点線の違いです。公的年金等控除の最低保障額は、**65 歳以上が 110 万円**で、**65 歳未満の 60 万円**よりも 50 万円高く設定されています。なお、給与所得控除の最低保障額は、55 万円です。

これができた経緯は、昭和 48 年から、65 歳以上の者に対し老年者年金特別控除(当初 60 万円、昭和 50 年から 78 万円に増額)が設けられたことに由来します。公的年金は老後の生活安定を公的に支援するものであり、税制でも公的年金に対して特別の措置を講ずることが適当であるため、給与所得控除とは別に、老年者年金特別控除が設けられました。

この老年者年金特別控除は昭和 63 年から廃止されましたが、代わりに、公的年金等控除の 65 歳以上については、控除の最低保障額が高く設定されるとともに、定額控除の額も高く設定されました。なお、最低保障額と定額控除の額は、消費税の導入の影響緩和や年金額の増加 に合わせて平成 2 年から引き上げられています。

その後、平成 16 年の税制改正では、65 歳以上の年金受給者の課税最低限が、現役世代の給与所得者よりも極めて高い水準であることから、是正するための見直しが行われました。少子・高齢化が進展する中で、現役世代の活力を維持し、世代間及び高齢者間の公平を図るため、年金制度改革も踏まえながら行われたものです。

これにより、平成 17 年から、**65 歳以上の公的年金等控除の引下げ**(定額控除の 65 歳以上の加算を廃止。最低保障額の 65 歳以上の加算を 50 万円に縮小) と、**老年者控除(50 万円)の廃止**が行われました。年金課税の適正化により確保された財源は、基礎年金の国庫負担割合の引上げ(1.1%分)に充てられました。

その後、平成30年の税制改正により、令和2年からは、給与所得控除と公的年金等控除から10万円が基礎控除に振り替えられました。これは、多様な働き方の拡大を踏まえ、フリーランス、請負、起業等の収入の人の控除を増額するためのものです。なお、給与所得と年金所得の両方を有する人には、控除額が減らないよう、所得金額調整控除10万円が措置されています。これにより、基礎控除が10万円引き上げられる一方で、公的年金等控除の定額控除が10万円引き下げられて40万円となり、公的年金等控除の最低保障額も、65歳以上110万円、65歳未満60万円に改められ、現在の額となっています。

図表3

公的年金課税の制度の経緯

昭和 26年 分~		32	紹和 2年 昭和48年分 ↑~ ~			昭和50年分			昭和63年分		平成 2 年分~	平成17 年分~	令和2年分 ~
雑所得		給与所得							雑所得				
掛金分を控除後に全額課税	1		20	ó	60万円	78万円			①定額 控除	80万円 65歳未満 40万円	100万円 65歳未満 50万円	50万円	40万円
		給与所					4	公的年	②定率 控除	360万 720万	後の年金収 円まで部分 円まで部分 円 超の 部分	25% 15%	50万円控除後の年金収入の 360万円まで部分 25% 720万円まで部分 15% 950万円 まで 部分 5%
		給与所得控除	%		老年者年金特別控除後の 年金収入 165万円まで部分 40% 330万円まで部分 30%		7	公的年金等控除	③最低 保障額 65歳未満 65歳未満 65歳未満 60万円 70万円 70万円		110万円 65歳未満 60万円		
			7.得 控 除	給与所得控除	600万円まで 1000万円ま 1000万円超 最低保障額	で部分 10%							年金以外の所得が 1000万円超の者は10万円 2000万円超の者は20万円 控除額を引き下げる。
老年者控除		25万円 (住民税24万円)				老年者控除	老 年 50万円 者 控 (住民税48万円) 除			→廃止	※令和2年分からの改正 では、基礎控除の10万 円引上げ(給与所得控 除・公的年金等控除か ら基礎控除への振替) も行われた。		

(c) 三点目は、**給与所得控除と公的年金等控除の重複**と、**年金以外の所得が高い場合の公的年金等控除の減額**です。

昭和 62 年の税制改正で、年金所得が給与所得と分類上別にされたことにより、給与所得控除と公的年金等控除をそれぞれ適用されることが可能となり、結果的に給与収入と年金収入を同時に得る人の控除額は大きくなりました。

当時は高齢者の就労は一般的とはいえず、**公的年金等控除については、基本的に公的年金等収入のみを有する者を念頭に設けられた**ものであったため、特段問題視されるものではなかったと考えられます。しかし、近年では、高齢者世帯でも公的年金等収入以外の所得を得る人が多くなっており、その前提は時代に合わないものとなっています。

そこで、平成 30 年の税制改正で、世代内及び世代間の公平に配慮する観点から、特に高額の所得がある人について、公的年金等控除の見直しが行われました。これにより、令和 2 年から、公的年金等収入が 1000 万円を超える場合に、控除額に上限を設けるとともに、公的年金等収入以外の所得金額が 1,000 万円を超える場合には控除額を 10 万円引き下げ、2,000 万円を超える場合には控除額を 20 万円引き下げる改正が行われました。

⑤年金に所得税がかかる場合は、年金から源泉徴収が行われる

日本年金機構は、**公的年金の支払いに係る源泉徴収義務者**として、**年金支給額から所得税を 源泉徴収**して、**国に納付**します。これは、給与を支払った企業が、給与から所得税を源泉徴収 することと同じです。

源泉徴収額は、所得税法で定められており、**年金支払額から、公的年金等控除、基礎控除、** 配偶者控除等の人的控除、社会保険料控除に相当する額を差し引いた額に、所得税及び復興特別所得税の税率 5.105%を乗じた額です。

年金機構から、該当となる年金受給者に、前年9月から順次、**扶養親族等申告書**の用紙が送付され、年金受給者が年金機構に返送します(令和5年9月からは「ねんきんネット」で簡単に電子申請でもできるようになります)。年金機構は、扶養親族等申告書に基づき、人的控除額に応じて、当年1月から12月まで各支払い月の**年金額から源泉徴収**を行います。

翌年1月には、年金機構から年金受給者に前年の**源泉徴収票**が送付されます。**公的年金等以外の所得が20万円を超える人**や、**公的年金等の収入が400万円を超える人**は、翌年3月の**確定申告を行う義務**があります。確定申告の際は、送付された源泉徴収票の記載を使用します。

年金以外の所得が、所得税の源泉徴収が行われている給与所得のみの人でも**確定申告が必要となる理由**は、給与の源泉徴収と年金の源泉徴収で**重複している各種の控除分**や、**所得税の累進税率**の適切な適用を行うためです。この場合、源泉徴収された額を除いた所得税額を、納付することになります。

公的年金の支払報告書は、年金機構から市町村へ提出されます。市町村では、企業からの給 与の支払報告書や確定申告の情報を含めて所得情報を集約して、住民税額を計算し、納税通知 書を納税義務者に送付します。

年金からは、**住民税や、介護保険料、後期高齢者保険料、国民健康保険料の特別徴収を行う 仕組みもあります。**これは、市町村からの依頼に基づき、公的年金の額から特別徴収されるもので、年金の種類や、一定額以上の年金額を受給していることなどの条件があります。

2. 65 歳以上の遺族厚生年金の非課税の課題

① 高齢者の遺族厚生年金の非課税は、低所得者対策の適用に課題を生じさせている

年金課税については、これまでの社会保障制度改革の議論の中で、指摘されている課題があります。本稿では、**平成25年8月6日の「社会保障制度改革国民会議報告書」**の年金分野の改革の部分で触れられている年金税制の課題について、私見として、論じたいと思います。

国民会議報告書では、「公的年金等控除や遺族年金等に対する非課税措置の存在により、世帯としての収入の多寡と低所得者対策の適用が逆転してしまうようなケースが生じていることが指摘されており、世代内の再分配機能を強化するとともに、給付と負担の公平を確保する観点から検討が求められる。」と指摘されています。

医療や介護の保険料や自己負担の軽減をはじめ、低所得者対策には、市町村民税非課税世帯であることや、税法の所得額を基準としているものが多くなっています。

この指摘では、「公的年金等控除」による影響と「遺族年金等の非課税措置」による影響の2つの論点が含まれており、この両者は分けて考える必要があります。

1④(b)で説明しましたように、65 歳以上の年金受給者の公的年金等控除の最低保障額が 110 万円であり、若年者の給与所得控除の最低保障額 55 万円と比べて大きいことから、65 歳以上の年金生活者は、若年者と比べて、低所得者対策の基準に該当しやすくなっています。 また、1①で説明しましたように、老齢年金は課税ですが、遺族年金等は非課税であるため、 とりわけ、高齢の年金生活者が、配偶者を亡くして遺族厚生年金を受給している場合、遺族厚生年金が非課税年金であるため、所得に算入されず、十分な年金がある場合でも、低所得者対策の基準に該当しやすくなっています。

この指摘のうち、前者の論点については、私は、公的年金等控除の見直しが必要となるものではないと考えています。

公的年金等控除の水準については、1④(c)で説明したとおり、**平成 16 年の税制改正により、65 歳以上の高齢者の控除額の加算を縮小する見直しが既に行われて**います。

また、1③で説明しましたように、モデル年金の水準の世帯で所得税・住民税が非課税となっており、この水準は必要なものと考えます。国民生活基礎調査によると、高齢者世帯の48.4%が、公的年金収入だけで生活しており、モデル年金の水準の程度の年金生活者に課税してしまうと、高齢者の生活の安定を保障する年金制度の意義が減殺されてしまうからです。

また、低所得者の基準の中には、**介護保険**の保険料や自己負担の低所得者軽減の基準のように、「公的年金等の収入額+その他の合計所得金額」として、公的年金等控除をする前の年金収入額を使う基準を設定している制度もあり、そのような工夫をすれば良いと考えます。

一方、後者の**遺族年金が非課税であることの論点**については、**見直しが必要**と考えます。公租公課禁止なので**保険料の算定に使う所得額に算入できない**だけでなく、非課税収入であるために、そもそも**市町村では所得として把握しておらず、給付の際の所得判定にも使えません**。

介護保険等で使われている「公的年金等の収入額+その他の合計所得金額」でも、「公的年金等の収入額」には、非課税年金の収入額は含まれません。このため、医療や介護の保険料や自己 負担についての低所得者のための軽減制度を歪めてしまっています。

私は、本連載の第16回(年金生活者支援給付金)の5②で、65歳以上の老齢年金生活者支援給付金の所得要件の判定に当たって、遺族厚生年金の額を収入勘案することにより、給付を重点化し、生じた財源を、真の低年金者に対する給付の充実に回すことを提案しました。日本年金機構は、遺族厚生年金の支給額の情報を自ら持っていますし、給付の基準に反映することは公租公課の禁止に反しないので、遺族厚生年金の課税化をしなくても実施できますが、医療や介護などの低所得者の基準に反映させて給付と負担の公平を図るためには、課税化して所得情報に入れていくことが必要です。

②65 歳以上の遺族厚生年金は、老齢年金との一体性が高いことから、課税化してはどうか この問題について、私は、65 歳以上の人の遺族厚生年金は、給付の役割が老齢厚生年金に 類似しており、併給方法でも老齢厚生年金との一体性が高いことから、老齢厚生年金と課税上 の取扱いを揃えて、公租公課禁止から除外してはどうかと考えます。

厚生年金保険法第41条第2項では、「租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢厚生年金についてはこの限りでない。」とされていますので、老齢厚生年金に加えて、遺族厚生年金(65歳以上である者に支給されるものに限る。)も、対象から除く改正を行ってはどうか、というものです。

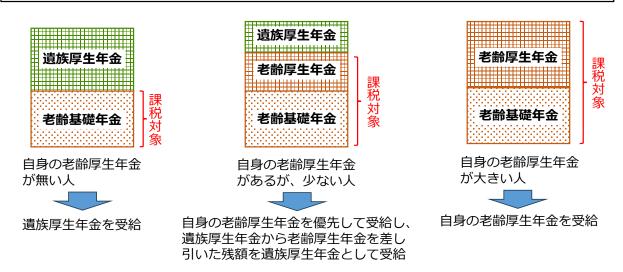
すべての世代が公平に支え合う**「全世代型社会保障」**の考え方が重要になってきています。 **高齢者を含め、収入のある人には、能力に応じた負担をしていただく**ことで、現役世代の負担 上昇を抑えることが必要です。

また、図表 4 のように、これまでの制度改正により、自分の老齢厚生年金が少ない場合に遺 族厚生年金で補完する併給調整の仕組みとなり、両者の一体性が増しています。平成 6 年の年 金制度改正では、遺族厚生年金の 2/3(配偶者の老齢厚生年金の 1/2 に相当)と自身の老齢厚 生年金の 1/2 を併給する方法が新たに可能となりました。また、平成 16 年の年金制度改正で は、併給調整方法が、本人の老齢厚生年金を優先して全額支給した上で、差額を遺族厚生年金 として支給する仕組みとなりました。

老齢年金は課税である一方、遺族厚生年金は非課税であるため、**年金で暮らす高齢者の間で、 同額の年金収入でも、税や保険料の負担が異なる不公平**が生じています。特に**現役時代に共働きであった世帯は、本人の老齢厚生年金を受給しているため不利な構造**となってしまっています。共働き世帯が一般化している社会状況に対応して、高齢者の遺族厚生年金を公租公課の対象とすることにより、**公平な負担**とする必要があります。

図表4 65歳以上の遺族厚生年金と老齢年金の関係と課税対象

- 65歳以上の人の遺族厚生年金は、自らの老齢厚生年金と、以下の方法で併給調整される
- ① 自らの老齢厚生年金は全額支給 →課税対象
- ② 次のAとBの額を比較して、高い方の額が遺族厚生年金の額となり、これが①より高い場合に、 ①との差額が遺族厚生年金として支給される →非課税
 - A. 死亡した配偶者の老齢厚生年金の4分の3
 - B. 死亡した配偶者の老齢厚生年金の2分の1と自らの老齢厚生年金の2分の1を合計した額



社会保障給付は、**課税したのでは給付を行った意味が減殺されるため原則として非課税**ですが、これまでは、**老齢年金**だけを例外的に公租公課禁止の対象から除外して課税としてきました。これは、老齢年金は、**いずれ訪れる老齢という予期可能なリスクに対応**したものであること、**保険料納付実績に比例した給付**であること、などの特徴があるからです。

65 歳以上の高齢者に対する遺族厚生年金については、65歳以上の高齢者の所得保障の制度として、併給方法などで老齢年金との一体性が高いこと、公平性の観点から老齢年金と課税上の取扱いをそろえる必要性が高いこと、リスクの予期可能性、納付実績と給付の連関性、給付の一定額保障の程度の観点からみて、老齢年金と性質が近いことから、老齢年金と同様に、公租公課の禁止の対象除外に加えることが必要と考えます。

この場合、他の非課税年金(障害基礎年金・障害厚生年金・遺族基礎年金・65 歳未満の遺族 厚生年金)は、引き続き非課税とする必要があると考えます。

他の年金はそれぞれ、障害年金は障害を負ったこと、遺族基礎年金は子が 18 歳未満のうちに一方の親が死亡したこと、65 歳未満の遺族厚生年金は比較的若年のうちに生計の担い手が死亡したことが支給事由であり、予期困難なリスクに対応した給付であるなど給付の性質も老齢年金と異なります。また、老齢年金との一体性や、老齢年金と課税上の取扱いをそろえる必要性といった事情もありません。従って、年金給付の効果を減殺しないよう、引き続き公租公

課の禁止の原則を適用することが必要と考えます。

65 歳以上の遺族厚生年金受給者の 98.4%は、夫と死別した妻です(令和 3 年度末、年金局調べ)。1③で説明しましたように、夫と死別した妻には、寡婦控除が適用され、また、住民税非課税基準も 135 万円の高い基準が適用されて、税制上の優遇があります。図表 2 のように、所得税の非課税限度額は 185 万円に社会保険料控除額を加えた額であり、住民税の非課税限度額は、245 万円と高く設定されていますので、65 歳以上の遺族厚生年金を課税化しても、引き続き非課税となる人の方が多いと見込まれます。

なお、公租公課禁止からの除外(課税化)をした場合は、所得税、住民税、医療介護の保険料、自己負担などが増加する場合がありますから、**激変緩和のための経過措置**を講じる必要があります。例えば、公租公課禁止から除外する対象を、初年は、遺族厚生年金の支給額の一定割合にとどめ、数年かけて順次引き上げることが考えられます。

3. 所得の高い高齢者の公的年金等控除の課題

①世代内・世代間の公平の観点から、高所得の高齢者の年金課税の課題が指摘されている もう一つの論点として、平成 25 年 8 月の社会保障制度改革国民会議報告書では、高所得の 高齢者の公的年金等控除の在り方の見直しが提起されています。

平成 24 年税・社会保障一体改革の年金制度改正で、民主党政権の内閣提出法案に盛り込まれた基礎年金のクローバックの導入が、三党協議により削除となりました。これを踏まえた記述で、「今後は、年金制度における世代内の再分配機能を強化していくことが求められる。この点に関して、当初一体改革関連法の内容の一部として提案された、高齢期の所得によって基礎年金の国庫負担相当分に係る給付を調整する規定については、三党協議を踏まえた修正に伴い、検討規定に移されることとなった。世代内の再分配機能を強化する観点からの検討については、この検討規定に基づく検討のみならず、税制での対応、各種社会保障制度における保険料負担、自己負担や標準報酬上限の在り方など、様々な方法を検討すべきである。一体改革関連法には年金課税の在り方についての検討規定も設けられており、公的年金等控除を始めとした年金課税の在り方について見直しを行っていくべきである。」としています。

また、社会保障制度改革国民会議報告書を踏まえて**平成 25 年 12 月**に成立した**社会保障制度改革のプログラム法**(持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律)では、公的年金制度の改革方針を規定した第 6 条第 2 項で、「政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な

措置を講ずるものとする。」とし、その第4号で、「**高所得者の年金給付の在り方及び公的年金 等控除を含めた年金課税の在り方の見直し**」が規定されています。

この論点は、令和2年年金改正法案の検討に当たって、在職老齢年金制度の見直しの議論との関係で、「全世代型社会保障検討会議中間報告」(令和元年12月19日 全世代型社会保障検討会議)でも、「高齢期の就労と年金をめぐる調整については、年金制度だけで考えるのではなく、税制(給与課税等とのバランス等に留意した年金課税)での対応や各種社会保障制度における保険料負担等での対応を併せて、今後とも検討していくべき課題である。」とされています。

②年金以外の所得が高い人に公的年金等控除を減額する制度を、さらに拡大してはどうか 1④(c)で説明しましたように、平成 30 年の税制改正で、世代内及び世代間の公平に配慮する観点から、特に高額の所得がある者について、公的年金等控除の見直しを行うこととされました。これにより、令和 2 年から、公的年金等収入が 1000 万円を超える場合に、控除額に上限を設けるとともに、公的年金等収入以外の所得金額が 1000 万円を超える場合には控除額を 10 万円引き下げ、2000 万円を超える場合には控除額を 20 万円引き下げる改正が行われました。

「高所得者の年金給付の在り方」や「高齢期の就労と年金をめぐる調整」という観点については、私は、本連載の第14回(繰下げ受給と在職老齢年金)の2⑥で説明しましたように、繰下げ受給の選択肢を前提に考えると、在職老齢年金の在職支給停止の制度は、撤廃することが望ましいと考えています。また、本連載の第16回(年金生活者支援給付金)の3②で説明しましたように、過去に検討されたクローバック(高所得者の老齢基礎年金の国庫負担相当額を対象とした支給停止)は、様々な課題があり、適切でないと考えています。

従って、この問題は、**年金制度だけで考えるのではなく、税制(年金課税の見直し)での対応や、各種社会保障制度における保険料負担等での対応を併せて、検討していくべき課題**だと考えます。

そのような検討の一環として、**年金以外の所得が高い人の公的年金等控除をさらに引き下げることも、検討してはどうか**と考えます。

令和2年から実施されている高所得者の控除の減額の仕組みでは、対象者が年金以外の所得が1000万円を超える場合に限られていますが、この減額を始める所得基準を引き下げるとともに、現行では減額幅も最大20万円に限られていますが、所得額に応じて減額幅も拡大していくことが考えられると思います。

「年金以外の所得が高い人」とは、どの程度を言うのかは議論が必要ですが、在職老齢年金

の在職支給停止の制度の撤廃と連動して検討するならば、現行制度で**在職支給停止がされる年 収**(月額 48 万円、年収 576 万円)を勘案して基準を設定することも考えられると思います。 その際、留意する必要があるのが、所得税の源泉徴収と確定申告の仕組みです。

従業員を雇用する企業は、毎月の賃金から所得税を**源泉徴収**した上で、**年末調整**で、基礎控除、給与所得控除や、従業員からの申告に基づく各種の控除を行って、源泉徴収する税額を調整します。

一方、**日本年金機構**は、隔月で支払う年金額から所得税を**源泉徴収**します。前年に年金受給者から提出を受けた**扶養親族等申告書**に基づき、基礎控除や公的年金等控除に相当する控除、 扶養控除等を適用して、税額を計算します。

その上で、**公的年金の収入があって、公的年金以外の所得が年 20 万円を超える人**は、**確定申告が義務**づけられています。

年金からの源泉徴収の時点では、年金以外の所得の状況は未確定でわかりませんから、**年金以外の所得により公的年金等控除を減額**するためには、**確定申告により調整**することになります。事業所得がある人は確定申告に慣れていますが、一般の給与所得者や年金受給者は、確定申告に慣れていない人が多いです。確定申告すると控除額が減ったり、累進税率の適用により税額が増える場合に、適切な確定申告をしない人が生じることを懸念する意見もあると思います。しかし、現行の制度で既に行っている方法ですし、近年はパソコンやスマートフォンで簡単に確定申告ができますので、申告義務の適正な履行を促すことが重要と考えます。

また、年金以外の所得が高い人は、**在職中は年金の請求をせず、繰り下げ受給の選択**をする 人が多いと思われます。結果として公的年金等控除が減額される人は減りますが、年金の繰り 下げ増額によって、税や社会保険料負担等が増えることも考慮して、総合的に考えることが適 切と考えます。

- ※本稿は、「週刊 年金実務」(社会保険実務研究所)の 2023 (令和 5)年9月11日発行号に掲載されたものです。
- ※本稿における意見に係る部分は、筆者の見解を示したものであり、筆者が過去及び現在において 属する組織の見解を代表するものではありません。

【筆者プロフィール】高橋俊之(たかはし としゆき)

1962 年東京都生まれ。1987 年東京大学法学部卒。厚生省入省。2004 年から 2008 年まで社会保険庁で総務課企画官・企画室長。2015 年から内閣府で大臣官房審議官(経済財政運営・経済社会システム担当)。2017 年から厚生労働省で年金管理審議官、2019 年から年金局長。2019 年の財政検証、2020 年の年金制度改正法案等を担当。2022 年 6 月退官。10 月より三井住友銀行顧問、株式会社日本総合研究所特任研究員。日本年金学会会員。